

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	枚方市子どもの居場所づくり推進事業補助金				補助金番号	C2-18	
所管部署	子ども未来部 子ども青少年政策課						
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市子どもの居場所づくり推進事業補助金交付要綱						
交付の目的	家で一人で食事をとるなどの家庭的に様々な課題がある環境におかれた子どもたちに対し、食事や学習、団らん の場などを提供する活動の継続的な取り組みに向けて1回のお試しで実施する場合についても支援すること により、子どもが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進する。						
補助対象経費	運営経費:食料品・消耗品・備品の購入費、施設使用料・賃借料、印刷費、ボランティアへの謝礼金等 初期経費(初年度のみ):備品購入費、施設改修費						
補助率・補助額	定額補助						
交付先	団体(不特定)						
開始年度	平成28 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7 年度末		
補助金性質分類	制度的補助		団体運営補助		事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称					

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	5,044	4,173	4,038	4,283
決算額	2,881	1,265	1,668	
特定 財源	国庫支出金			
	府支出金	2,881	1,265	
	その他			
一般財源	0	0	0	

(件)

交付実績	20	18	19	
------	----	----	----	--

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	実施団体の情報について、ホームページ等で広く市民に周知し、地域の子どもたちが参加できるものである。参加者について制限を設けていない。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	第5次枚方市総合計画では、行政の主な取り組みとして、地域と連携しながら、「子どもが安全に過ごせる居場所づくりの推進」や「多様な関係機関とのネットワーク体制強化による、困難を有する子ども・若者への支援の充実」などに取り組むとしている。【関連施策目標:15子どもたちが健やかに育つことができるまち】
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえの調査で、全国の子ども食堂の数は2020年に4,960箇所であったものが、2022年には7,363箇所にまで増え、家庭でもない、学校でもない、第3の居場所のニーズの高さが浮き彫りとなり、各市町村では課題のある環境におかれた子どもに対して、効果的に支援することが求められている。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	子どもの参加状況や実施団体へのアンケートなどから、期待する効果をあげている。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	実施団体が独自で近隣の商店から食材の提供を受けるなど、団体の創意工夫により子どもの居場所づくりを進めることが期待できることから、補助金制度が効果的な手法と考える。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	市内の地域団体、NPO団体、事業者等に広く公募し、審査基準に照らし決定を行っている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	補助金額に限度額を設けている。実施団体においては、補助金額を上回る支出がある場合、参加費の徴収や自己資金の投入により対応している。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。（補助金交付要綱の整備など。）	✓	交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。（ホームページでの補助制度の公表など）	✓	補助金額や補助対象経費について募集要項に明記し、市ホームページで公開している。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 （不適合の場合は対応案・改善策を記入）
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	交付申請にあたり提出を求める事業計画書において、事業の目的が補助金の趣旨に沿った内容であるか確認している。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	実施団体は、営利を目的としない地域団体やNPO団体等であり、事業に要する費用に限定して交付している。

③考慮すべき個別の事情

個別の事情	対応案
本補助金制度は、全国的な課題となっている子どもの貧困の社会情勢を踏まえ、平成28年度下半期から実施しているものであるが、支援を必要とする子どもたちを中心に置きながら、子どもたちが身近に参加できる居場所として、全小学校区での開設を目指している。	令和4年度から枚方市子どもの居場所づくり推進事業(トライアル)補助金を新設し、子どもの居場所づくりのきっかけとして、夏休みなどの三期休業期間などに、定期的でなく単発の子ども食堂を実施する場合でも、食材等の経費を補助することとし、全小学校区での子どもの居場所づくりを目指している。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	家庭でもない、学校でもない、第3の居場所が求められる中、地域での子どもの見守りの拠点となる子ども食堂を全小学校区での開設を目指し、そのために地域や学校とのつながりや、食材の寄附、ボランティアの調整など、引き続き行う支援を行う必要がある。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	結婚等新生活支援補助金				補助金番号	C2-19	
所管部署	子ども未来部 子ども青少年政策課						
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市結婚等新生活支援補助金交付要綱						
交付の目的	少子高齢化・人口減少が進行する中、結婚しやすい環境づくりを推進し、少子化対策につなげるとともに、本市への定住を促進する。						
補助対象経費	結婚に伴い本市で新たな生活を始める新婚世帯(パートナーシップ宣誓制度の利用世帯も可)に対し、結婚に伴う住居の賃借・購入費用、所有する住宅のリフォーム費用や引越費用。 ※所得等の要件あり						
補助率・補助額	その他						
交付先	個人						
開始年度	平成29 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7 年度末		
補助金性質分類	制度的補助		団体運営補助		事業費補助	その他	○
法令等での義務付け	なし	法令等名称					

2. 補助金の予算・決算等

(千円)					
	H31(R1)	R2	R3	R4	
	予算額	60,600	60,600	121,098	127,200
	決算額	50,971	59,939	81,126	
特定財源	国庫支出金				
	府支出金	24,150	18,243	37,727	
	その他				
	一般財源	26,821	41,696	43,399	
(件)					
	交付実績	145	201	296	

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	要件に該当する新婚世帯等に補助金を交付し定住を促すことは、安定的な市政運営につながるものであることから、当該補助金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	施策目標である「子どもたちが健やかに育つことができるまち」にも掲げられている事業であり、本補助金交付は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	令和2年度は201件、令和3年度は296件の申込みがあるため、ニーズが高い補助金である。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	申込者へのアンケート調査により、本補助金が本市に住む理由のひとつになったと答えた人が一定数おり、期待する効果をあげている。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	結婚に伴う住居の賃借・購入費用や引越費用を補助することで、結婚しやすい環境づくりを推進するものであるため、補助金交付が効果的な手法である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件に該当する新婚世帯等を補助金交付対象としている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	補助金額は30万円を限度としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	基本的には、国補助金制度に準じており、所得要件については、本市独自で一部緩和を行った上で交付要綱を定め、実施している。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	補助金額、補助対象経費等は申込概要に明記しており、市ホームページで公表している。

②補助金性質分類別の視点

[その他]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	他の類似制度と重複が無いか確認した。	✓	他の類似制度はない。

③考慮すべき個別の事情

個別の事情	対応案
令和元年9月の所信表明において、本事業がより効果的な制度となるよう取り組む旨記載している。	国の補助制度の動向も踏まえながら、より若年世帯の夫婦が本市を選ぶことにつながる内容となるよう、効果的に定住を促進する制度見直しに取り組んでいく。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	改正・改善して継続
上記方向性を選択した理由	より効果的な制度となるよう、補助要件等の見直しの検討を行った上で、継続して実施する。
対応完了・廃止予定時期	令和5年4月

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	枚方市子どもの居場所づくり推進事業(トライアル)補助金				補助金番号	C2-20	
所管部署	子ども未来部 子ども青少年政策課						
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市子どもの居場所づくり推進事業(トライアル)補助金交付要綱						
交付の目的	家で一人で食事をとるなどの家庭的に様々な課題がある環境におかれた子どもたちに対し、食事や学習、団らん の場などを提供する活動の継続的な取り組みに向けて1回のお試しで実施する場合についても支援すること により、子どもが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進する。						
補助対象経費	運営経費:食料品、消耗品の購入経費						
補助率・補助額	定額補助						
交付先	団体(不特定)						
開始年度	令和4 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7 年度末		
補助金性質分類	制度的補助		団体運営補助		事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称					

2. 補助金の予算・決算等

(千円)				
	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額				567
決算額				
特定財源	国庫支出金			
	府支出金			
	その他			
一般財源				
(件)				
交付実績				

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	実施団体の情報について、ホームページ等で広く市民に周知し、地域の子どもたちが参加できるものである。参加者について制限を設けていない。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	第5次枚方市総合計画では、行政の主な取り組みとして、地域と連携しながら、「子どもが安全に過ごせる居場所づくりの推進」や「多様な関係機関とのネットワーク体制強化による、困難を有する子ども・若者への支援の充実」などに取り組むとしている。【関連施策目標:15子どもたちが健やかに育つことができるまち】
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえの調査で、全国の子ども食堂の数は2020年に4,960箇所であったものが、2022年には7,363箇所にまで増え、家庭でもない、学校でもない、第3の居場所のニーズの高さが浮き彫りとなり、各市町村では課題のある環境におかれた子どもに対して、効果的に支援することが求められている。

有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	子どもの参加状況や実施団体へのアンケートなどから、効果が期待できる。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	実施団体が独自で近隣の商店から食材の提供を受けるなど、団体の創意工夫により子どもの居場所づくりを進めることが期待できることから、補助金制度が効果的な手法と考える。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	市内の地域団体、NPO団体、事業者等に広く公募し、審査基準に照らし決定を行うこととしている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	補助金額に限度額を設けており、子ども食堂の運営に係る食料品、消耗品のための購入経費となっている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	補助金額や補助対象経費について募集要項に明記し、市ホームページで公開している。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	交付申請にあたり提出を求める事業計画書において、事業の目的が補助金の趣旨に沿った内容であるか確認することとしている。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	実施団体は、営利を目的としない地域団体やNPO団体等であり、事業に要する費用に限定して交付することとしている。

③考慮すべき個別の事情

個別の事情	対応案
本補助金制度は、全国的な課題となっている子どもの貧困の社会情勢を踏まえ、平成28年度下半期から実施しているものであるが、支援を必要とする子どもたちを中心に置きながら、子どもたちが身近に参加できる居場所として、全小学校区での開設を目指している。	令和4年度から、この枚方市子どもの居場所づくり推進事業(トライアル)補助金を新設し、子どもの居場所づくりのきっかけとして、夏休みなどの三期休業期間などに、定期的にでなく単発の子ども食堂を実施する場合でも、食材等の経費を補助することとし、全小学校区での子どもの居場所づくりを目指している。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	家庭でもない、学校でもない、第3の居場所が求められる中、地域での子どもの見守りの拠点となる子ども食堂を全小学校区での開設を目指し、そのために地域や学校とのつながりや、食材の寄附、ボランティアの調整など、引き続き行う支援を行う必要がある。
対応完了・廃止予定時期	